

監 査 公 表

6 弥監公表第 15 号

令和6年11月14日付けで請求のあった地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和6年12月19日

弥富市監査委員 佐藤 孝

弥富市監査委員 平野 広行

第 20 号様式（第 24 条関係）

6 弥 監 第 66-1 号
令和 6 年 12 月 19 日

請求人 [REDACTED] 様

弥富市監査委員 佐藤 孝

弥富市監査委員 平野 広行

弥富市職員措置請求監査結果通知書

令和 6 年 11 月 14 日付け地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定により提出された弥富市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、次のとおり結果を通知します。

第 1 結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求を棄却する。

第 2 請求の内容

1 請求人の住所及び氏名

住所 弥富市 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

2 請求書が提出された日

令和 6 年 11 月 14 日

3 本件請求の要旨

本件請求の内容と理由は次のとおりで原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

- (1) 健康福祉部福祉課において、令和5年2月24日に令和3年度繰越事業不足分730万円は、令和4年度補助金分として事業費に含めるべきであったが、誤って令和3年度補助金分に含めて書類を作成した。令和5年4月4日に令和3年度繰越事業不足分730万円を令和4年度補助金分の事業費に含めずに、愛知県に報告した。令和5年5月12日に令和3年度補助金額と令和3年度補助金額が確定し、令和4年度補助金における概算払い額と実績の差額730万円を県へ返還した。
- (2) 国の「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業費交付金」の事務手続きにおいて、本来交付されるべき730万円分を収入できず、弥富市の一般財源で補填し、損失を与えたため。
- (3) 上記懈怠行為によって弥富市は愛知県に対し、本件補助金の交付を受けることができなくなり、愛知県から概算払いを受けていた730万円を令和5年5月12日返還することが必要となった。
- 本件補助金を弥富市が受けることは確実であったから、補助金申請行為の懈怠によって愛知県に返還した730万円はその必要のない金員であって、同金額は弥富市の損害に該当する。
- (4) ①弥富市長安藤正明は市長として、市職員を指揮監督し、適正な職務執行を監督する義務があるにもかかわらず、これを怠ったことによって補助金の交付申請の懈怠によって730万円の損害を弥富市に被らせた過失がある。
- ②よって、弥富市長安藤正明は、弥富市に対して同金額の損害を賠償する責任を負う。
- ③以上の通りであるから、監査委員は弥富市長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。

記

弥富市長安藤正明は、弥富市に対し、730万円を賠償すること。

- (5) 本請求について、財務会計上の行為から1年が経過しているが、弥富市から弥富市議会への報告が、令和6年10月15日と隠蔽としか思われない行為と、令和6年9月27日に福祉課長より本請求者に対して、不明確な報告があったため、懈怠行為を知ることができなかった。

（６）事実証明書

健康福祉部（福祉課）における補助金の不適正な事務処理について（以下、「福祉課の経緯説明書」。）（令和６年１０月１５日）

第３ 請求の受理

本件請求は、形式上、所定の要件を備えているものと認め、令和６年１１月１４日付けで受理した。

第４ 監査の実施

１ 監査対象部課

健康福祉部福祉課

２ 監査対象部課の調査

令和６年１１月２６日に福祉課に対し、措置請求書及び事実証明書の内容に関し調査を行った。

３ 事実関係の確認

本件請求について監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

（１）令和４年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（以下、「Ｒ４補助金」という。）の事務手続きにおいて、概算払いを受けていた４,７６０万円の内、７３０万円分を愛知県へ返還し、本来交付されるべき７３０万円分を収入できなかった。

（２）Ｒ４補助金の実績報告書は、令和５年２月２４日に、補助金事務担当者により作成され、その時点の実績報告書は暫定版であったが、実績報告額を４,７６０万円とするところを４,０３０万円で県へ提出した。令和５年度の人事異動により、福祉課長及び当該補助金担当者が変わった。正式な実績報告の提出期限が同年４月５日（正午）であったため同年４月４日に提出を行ったが、旧担当者が作成した暫定版の実績報告書を過信し、内容を十分に精査する時間的余裕がないまま実績報告額を４,７６０万円とするところを４,０３０万円のまま書類を作成し、担当部長までの決裁を取り、県へ報告書を提出し、同年４月２８日付けで県から弥富市へＲ４補助金確定（４,０３０万円）

の通知があった。同年5月12日に、概算払いの4,760万円の内、730万円を県へ返還をした。

(3) 令和5年6月5日に、弥富市財政課からの令和4年度国・県支出金調書の作成依頼を受けた福祉課長が、10分の10相当の補助のはずである国庫補助金において、730万円の収入と支出の差額があることに気づき、実績報告の手続きの過程における誤りがあることが判明した。

(4) 令和5年6月6日に弥富市の依頼により、内閣府、愛知県で協議を行ったが、同年6月7日に730万円の再交付は対応不可との回答を受けた。

(5) 令和5年10月16日に、副市長が福祉課の新旧の課長及び補助金担当者(令和4・5年度)の4名に嚴重注意の処分を行った。

(6) 令和6年9月25日に、 が730万円の不足について福祉課長に説明を求めた。

(は、同年9月27日に福祉課長に説明を求めたと主張。)

(7) 令和6年10月15日に弥富市市議会議員全員(以下、「全議員」。)に対し、「福祉課の経緯説明書」にて報告を行った。

(8) 市長、副市長が令和6年12月議会で福祉課の補助金の不適正な事務処理の件、保険年金課の国民健康保険特別会計の繰上充用の件及び学校教育課の議会の議決を経ず行った教師用教科書等の購入の件などで10%の減給(令和7年1月から同年3月まで)の議案を上程している。

4 住民監査請求の要件審査

(1) 違法又は不当な公金の支出又は不当に怠る事実について

本件請求における要件審査の過程で確認したところによれば730万円の県への返還に係る公金の支出は令和5年5月12日に行われており、当該日から1年を経過して提起された本件請求は、「正当な理由」がある場合限り監査請求は適法となる(法第242条第2項ただし書)。

このことについては、請求人が、令和6年9月27日(福祉課長は同年9月25日と主張)に730万円の不足について福祉課長に説明を求め、また、同年10月15日に請求人が提出した資料「福祉課の経緯説明書」をもって、弥富市(福祉課)から全議員に説明をするまで、本職員措置請求が提起でき

る程度に違法性を知り得なかったものであり、当該支出から1年を経過した後、本措置請求がなされたことにつき正当な理由があると主張していることから、当該主張の妥当性を判断する必要がある。

「正当な理由の有無」は、特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決）。

請求人は、福祉課長に説明を求めた日の同年9月27日ないし、福祉課から全議員に説明があった同年10月15日をもって、監査請求をするにたりる程度に本件対象行為の存在及び内容を知ることができたと解するのが相当である。

よって、本件請求は、約1か月を経過した同年11月14日に監査請求を行った事案につき相当な期間内に監査請求をしたもので「正当な理由」があると判断した。

- (2) 次に、財務会計上の違法又は不当な公金の支出又は不当に怠る事実について、請求人は、R4補助金の事務手続きにおいて、本来交付されるべき730万円分を収入できず、弥富市の一般財源で補填したことによる損失を与えたと主張する。

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。)の「関係者の責務」において第3条第2項「補助事業者及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。」とされており、本件において、通常であれば国から10分の10の補助率により交付金でまかなうことができたR4補助金の事業は、新旧福祉課長及び補助金担当職員による過失によって、730万円を一般財源から補填することになったことは、弥富市の一般財源の損失になったことと解することが

できる。

(3) よって、本件請求は、地方自治法第 242 条の要件に適合していると認める。

第5 判断

今回の補助金の返還に伴う一般会計からの支出そのものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づく支出であり、市の財務規則等に則って執行されており、なんら違法性は存在しないが、以下、一般会計で補填による支出したことに關する市長の賠償責任の有無について、検討する。

請求人は、市長に対して損害賠償を求めているが、昭和 61 年 2 月 27 日の最高裁判例によれば、「普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務その他公共団体の事務を自らの判断と責任において誠実に管理し及び執行する義務を負い、予算についてその調製権、議会提出権、付再議権、原案執行権及び執行状況調査権等広範な権限を有するものであって、その職責に鑑みると、普通地方公共団体の長の行為による賠償責任については、他の職員と異なる取扱をされることもやむを得ないものであり、右のような普通地方公共団体の長の職責並びに前述のような法 243 条の 2（現行法は法 243 条の 2 の 8）規定の趣旨及び内容に照らせば、同条第 1 項所定の職員には当該地方公共団体の長は含まれず、普通地方公共団体の長の当該地方公共団体に対する賠償責任については民法の規定によるものと解するのが相当である。」とされていることから、市長は、法第 243 条の 2（現行法は法第 243 条の 2 の 8）第 1 項の職員の賠償責任の対象となる職員でなく、民法上の債務不履行または不法行為に基づく損害賠償責任を問えるかどうかということになる。

市長は、市財務規則等により、支出権限を職員に委任し、または専決させているが、今回の一般会計からの補填の支出の原因となった不適切な補助金事務手続きについては、市長に、不適切会計処理を予防・阻止するための具体的指揮監督措置を必要とするような具体的な予見可能性があったとまではいえず、指揮監督の懈怠は認められないことから、市長に民法上の損害賠償

を求めることはできないと解される。

なお、補助金担当職員の賠償責任については、法第 243 条の 2 の 8 の規定により損害賠償を請求できる損害は私的流用を目的とした行為等、故意または重大な過失が認められる行為により生じた損害に限られるものと考えられるので本件には当たらない。

以上のことから、市長及び補助金担当職員に損害賠償を求めることは認められない。

第 6 結論

以上のことから本件請求は、下記のとおり結論とする。

弥富市の財政に対し違法又は不当な公金の支出又は不当に怠る事実はない。

よって、請求に理由がないものとして、法第 242 条第 5 項の規定により、第 1 のとおり棄却することとする。

第 7 意見、要望

監査結果は以上のとおりであるが、監査委員として次のとおり意見、要望を述べる。

今回の国からの当該補助金は本市の提供する行政サービスの経費をまかなうための重要な特定財源であり、関係法令に基づく適正な事務手続きを履行すべきであったが、本件事案が発生したことにより、住民からの信頼を損なう事態が生じたことは、誠に遺憾である。

本件は、職員の事務の理解不足や過信が原因であるが、組織としてのチェック体制が機能しなかったことも一因である。所管課として、本件に至った要因を究明し再発防止策を講じていただきたい。

また、市においては、所管課の事案としてではなく市全体の問題と捉え、類似案の発生を防止するとともに、適時適切に市としての説明責任を果たし、一刻も早く市民の信頼を回復するよう取り組むことを望むものである。